

座間市勤労者サービスセンター契約施設利用券交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）会員の余暇活動等を支援するため、座間市・大和市・相模原市・海老名市の温水プールとその施設を利用する会員等に利用助成券（以下「利用券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付事業経費)

第2条 本事業に充てる経費は、センターが会費をもって充てる。ただし、当該年度の予算に達した場合は交付を終了するものとする。

2 超過料金については、利用者が負担するものとする。

(受給資格)

第3条 本事業の受給資格は、会費を全額納入した会員とする。

(利用券)

第4条 利用券は、会員に対し、1回の交付につき10枚を限度とする。

(申 請)

第5条 利用券の交付を希望する会員は、施設利用券交付申請書（第7号様式）を、理事長あてに提出するものとする。

(交 付)

第6条 理事長は、会員から利用券の交付申請があったときは、速やかに受給資格等を確認し、利用券を交付するものとする。

(返 還)

第7条 利用券を虚偽に申請し、使用した場合、理事長はその者に利用券相当額を返還させることができる。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関し、他に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する（第4条）